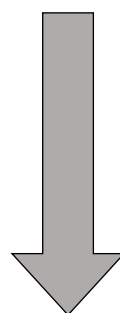
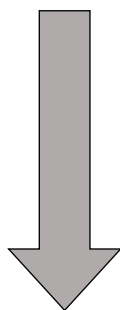


事業者向け 中小企業支援補助金

町内で事業を営んでいる皆さまのための補助金です
前向きな一歩を応援します

自社PR・販売力を
促進するため
チラシ・ホームページを
作成したい

国・県外への
商品やサービス等の
販路拡大のため
展示会に出展したい



販売力促進支援事業

自社PR・広報宣伝費用を補助
補助上限：5万円

県外販路拡大支援事業

販路拡大のため、国・県外の展示
会（オンライン含む）出展に係る
費用を補助
補助上限：10万円

※補助率はいずれも対象経費の2分の1以内

裏面に、支援補助金制度の詳細を記載しています ご確認ください

清水町 産業観光課 産業振興係

〒411-8650 清水町堂庭210番地の1 ☎055-981-8239

「清水町中小企業支援補助金制度」の概要

区分	内容
補助対象者	<p>○中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条に規定する中小企業者であり、町内に本社または事業所を有し、事業を営んでいる者</p> <p>○町税等の滞納がない者</p>
補助対象経費	<p>それぞれの事業区分に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)県外販路拡大支援事業</p> <p>国・県外の展示会・商談会等に係る出展料・配送料・登録料</p> <p>(2)販売力促進支援事業</p> <p>ホームページ・パンフレット作成費等の販売促進に係る費用</p>
補助額 / 補助割合等	<p>補助率はいずれも対象経費の2分の1以内</p> <p>(1)県外販路拡大支援事業 上限10万円</p> <p>(2)販売力促進支援事業 上限5万円</p>
注意事項	<p>補助を受けるためには、事前に申請をすることが必要です。</p> <p>※事業実施後の申請は、受付できませんのでご注意ください。</p>

※申請に必要な書類は、清水町ホームページからダウンロードできます。
清水町ホームページURL

<http://www.town.shimizu.shizuoka.jp/chiiki/chiiki00262.html>

